

## 競売物件の入札には

入札書ごとに下記の書面が必要です。

### ● 暴力団員等に該当しない旨の**陳述書**（個人・法人とも）

- ・ 入札時に提出がないと、入札が無効になります（追完不可）。
  - ・ 記載に不備があると、入札が無効になることがあります。
  - ・ 提出後に訂正することはできません。
- ※ 「陳述書」の書式は執行官室にて配布します。  
※ 個人用と法人用の書式がありますので、ご注意ください。

### ● 個人の場合 **住民票**      ● 法人の場合 **資格証明書**

- ・ 入札時に提出がないと、入札が無効になります（追完不可）。
- ・ 個人の場合も住民票の提出が必須になりました。
- ・ 住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものをご提出ください。
- ・ 入札する日において発行から3か月以内のものをご提出ください。

### ● 宅地建物取引業者の場合 **宅地建物取引業の免許証の写し**

- ・ 有効期限内のものをご提出ください。

※ 買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者（「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」）がある場合は、別紙として「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。（個人用と法人用の書式がありますので、ご注意ください。）

## 期間入札の公告

令和 8年 5月18日

大津地方裁判所彦根支部

裁判所書記官 井上 麻紀

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

## 記

入札期間	令和 8年 6月 1日 午前 9時00分から 令和 8年 6月 8日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 6月15日 午前10時00分 場 所 大津地方裁判所彦根支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 7月 6日 午前10時00分 場 所 大津地方裁判所彦根支部
特別売却 実施期間	令和 8年 6月22日 午前10時00分から 令和 8年 6月22日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 5月18日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



## 物 件 目 録

- 1 所 在 東近江市寺町字栗林  
地 番 598番  
地 目 山林  
地 積 515平方メートル  
(現況)  
地 目 雑種地
- 2 所 在 東近江市御園町字藤木森  
地 番 33番3  
地 目 山林  
地 積 131平方メートル  
(現況)  
地 目 雑種地
- 3 所 在 東近江市御園町字藤木森  
地 番 33番4  
地 目 山林  
地 積 13平方メートル  
(現況)  
地 目 雑種地



## 物 件 明 細 書

令和 8年 4月 15日

大津地方裁判所彦根支部

裁判所書記官 井上 麻紀

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1～3】

本件所有者が占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

## 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

## 物 件 目 録

- 1 所 在 東近江市寺町字栗林  
地 番 598番  
地 目 山林  
地 積 515平方メートル  
(現況)  
地 目 雑種地
- 2 所 在 東近江市御園町字藤木森  
地 番 33番3  
地 目 山林  
地 積 131平方メートル  
(現況)  
地 目 雑種地
- 3 所 在 東近江市御園町字藤木森  
地 番 33番4  
地 目 山林  
地 積 13平方メートル  
(現況)  
地 目 雑種地



令和8年(ケ)第3号  
令和8年2月13日受理  
令和8年3月9日提出

# 現況調査報告書

大津地方裁判所彦根支部

執行官 井ノ口 尚人

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 物 件 目 録

- |   |   |   |             |
|---|---|---|-------------|
| 1 | 所 | 在 | 東近江市寺町字栗林   |
|   | 地 | 番 | 598番        |
|   | 地 | 目 | 山林          |
|   | 地 | 積 | 515平方メートル   |
| 2 | 所 | 在 | 東近江市御園町字藤木森 |
|   | 地 | 番 | 33番3        |
|   | 地 | 目 | 山林          |
|   | 地 | 積 | 131平方メートル   |
| 3 | 所 | 在 | 東近江市御園町字藤木森 |
|   | 地 | 番 | 33番4        |
|   | 地 | 目 | 山林          |
|   | 地 | 積 | 13平方メートル    |



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件1・2・3
現況地目	<input type="checkbox"/> 宅地(物件 ) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件 ) <input type="checkbox"/> 農地(物件 ) <input checked="" type="checkbox"/> 雑種地(物件1・2・3) <input type="checkbox"/> 山林(物件 ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地概要図のとおり(ただし、物件2及び物件3は各地積測量図のとおり) <input type="checkbox"/>
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者(破産者山品建設株式会社破産管財人弁護士(A)) <input type="checkbox"/> その他の者( ) <input checked="" type="checkbox"/> 上記Aが地続きの物件1土地乃至物件3土地を管財業務の一環として管理・占有している <input type="checkbox"/> 上記の者が雑木や草木が植生した雑種地の状態で占有している <input type="checkbox"/> 上記の者が駐車場として使用し、占有している  <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
その他の事項	その他の事項に記載のとおり
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある 地方裁判所 支部 令和 年( )第 号 保管開始日 令和 年 月 日
建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
(2枚目)

## その他の事項

## 1 表札等の表示について

物件1土地、物件2土地及び物件3土地（以下、「目的土地」という。）に、看板等を含む表札表示等はない。

## 2 目的土地の状況等

## (1) 目的土地の形状及び範囲について

物件1土地乃至物件3土地は地続きの土地である。

目的土地については、大津地方法務局彦根支局備付けの公図(5枚目及び6枚目)が存し、物件2土地及び物件3土地については地積測量図(7枚目及び8枚目)が存するが、物件1土地については地積測量図が存しない。

そのため、上記公図(5枚目及び6枚目)、地積測量図(7枚目及び8枚目)及び市役所税務課備付けの地番図等を参考に、現地で目的土地に隣接する道路や隣接地との境界に存するフェンス等を確認し、目的土地の辺長を巻き尺等により概測して作成したものが9枚目の土地概要図である。

概測した結果、目的土地の形状は9枚目の土地概要図に記載の形状に概ね合致すると認められ、目的土地の現況面積は、物件1土地乃至物件3土地の各公簿記載の面積を合算した数値に概ね合致していると思われたが、物件1土地の地積測量図が存せず、物件2土地の間口部分は、地積測量図に記載の辺長より若干長い可能性もあったことから、目的土地の正確な地積を求めるためには、隣地境界確定のうえ、専門家による実測を行う必要があると思料される。

## (2) 目的土地の状況等

ア 目的土地の状況は添付写真のとおりである。

イ 物件1土地乃至物件3土地の登記地目はいずれも山林であるが、現況地目はいずれも雑種地である。

ウ 目的土地は概ね平坦な土地であるが、物件1土地の南西側の一部がコンクリート敷きになっていた(写真⑧)。

エ 物件1土地の北西側(写真⑦)と北東側(写真⑩)の金網フェンスの損傷が著しく、変形等している

## 3 接面道路について(以下は、評価人からの聴取による。)

目的土地は南側で、幅員約5.5mの舗装市道(建築基準法第42条1項1号に該当)に、概ね等高に接面する(写真②)。

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A	1 私は目的土地所有者である破産者山品建設株式会社の破産管財人弁護士です。 2 目的土地は、私が管財業務の一環として管理・占有しており、現在第三者に賃貸等行っていません。

(調査経過用)

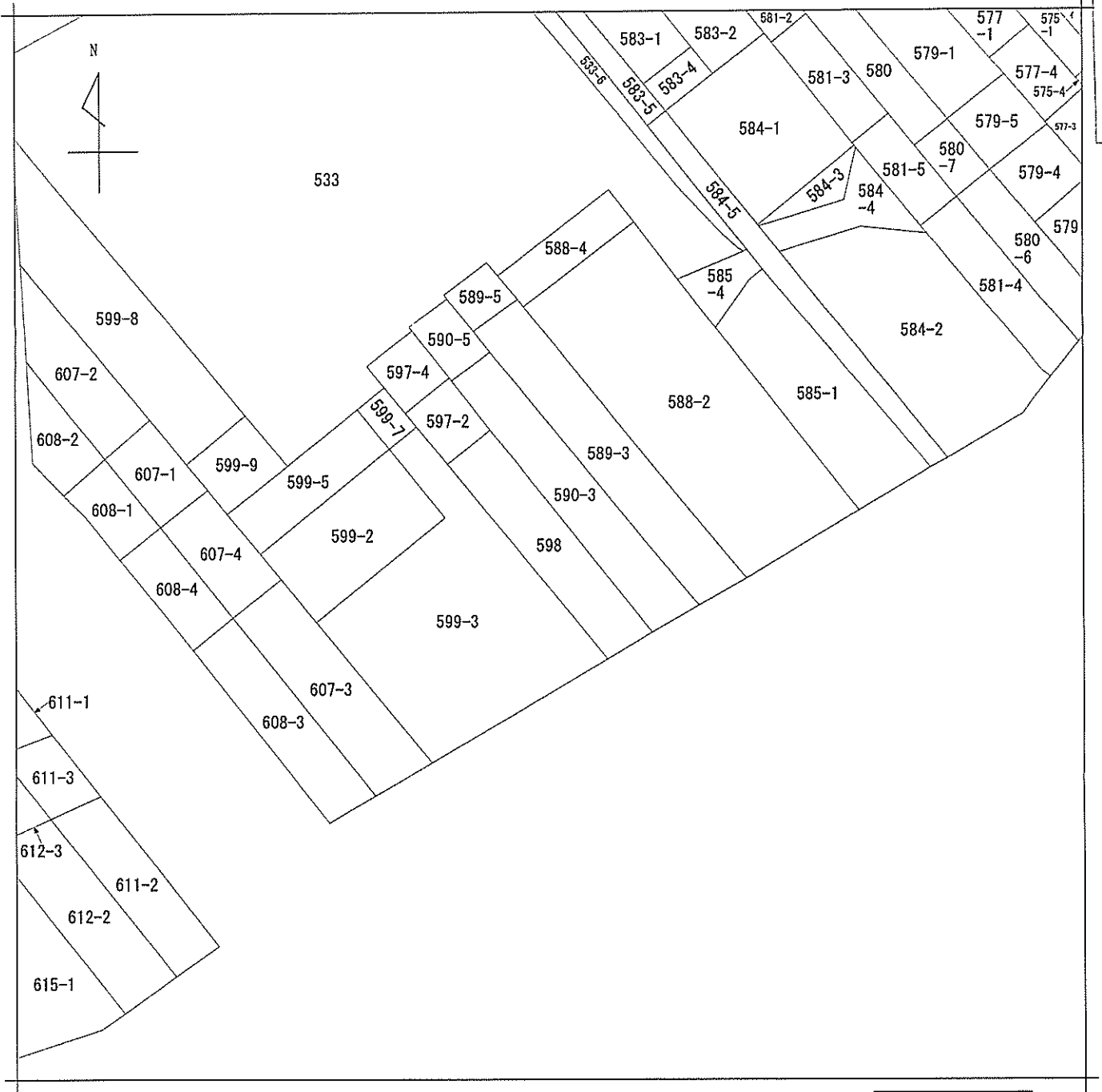
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年2月16日(月) 9:30-9:50	大津地方法務局 彦根支局	目的物件の公図・地積測量図・建物図面閲覧等交付請求
令和8年2月16日(月) 11:00-11:20	東近江市役所 税務課	目的物件の地番図等交付請求
令和8年2月16日(月) 12:20-12:40	物件所在地	目的物件の所在確認、占有状況等確認
令和8年2月17日(火)	当 庁	目的土地所有者の破産者山品建設株式会社の破産管財人弁護士(A)から、目的土地の占有状況等電話聴取
令和8年3月2日(月) 13:30-13:50	物件所在地	目的土地への立入調査、目的土地の概測、写真撮影、接面道路等確認、評価人と帯同

(特記事項)

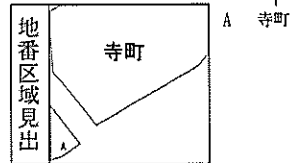
- 令和 年 月 日  
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- 令和 年 月 日  
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- 令和 年 月 日  
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
(4枚目)

公用



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	東近江市寺町字栗林				地番	598番		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大津地方法務局東近江出張所管轄)

令和8年2月16日

大津地方法務局彦根支局

登記官

A4判に縮小

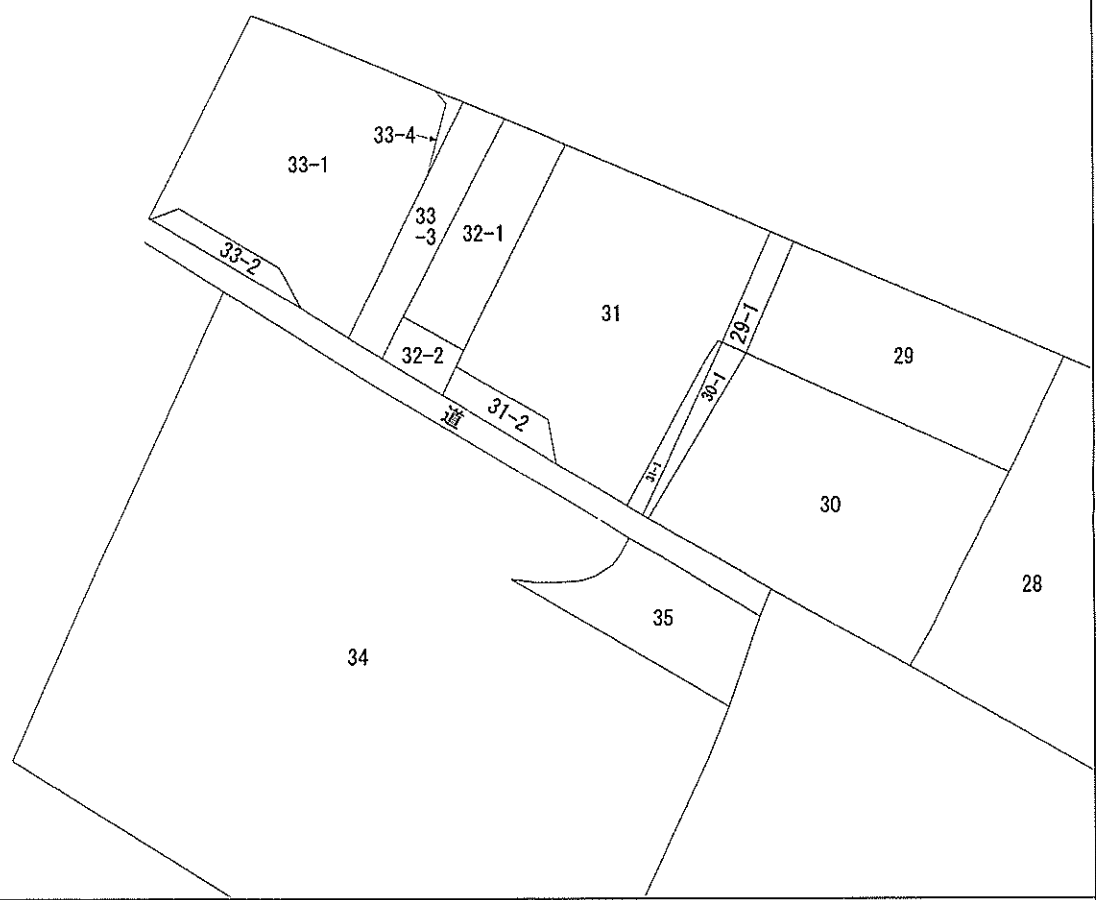
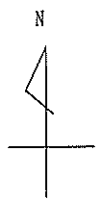
請求番号：11-6

(1/1)

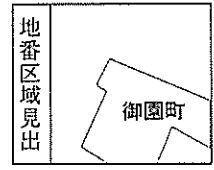
(5枚目)



(5枚目)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	東近江市御園町字藤木森				地番	33番3		
出力尺	縮尺不明	精度区		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大津地方法務局東近江出張所管轄)

令和8年2月16日

大津地方法務局彦根支局

登記官

A4判に縮小

請求番号：11-7

(1/1)

(6枚目)



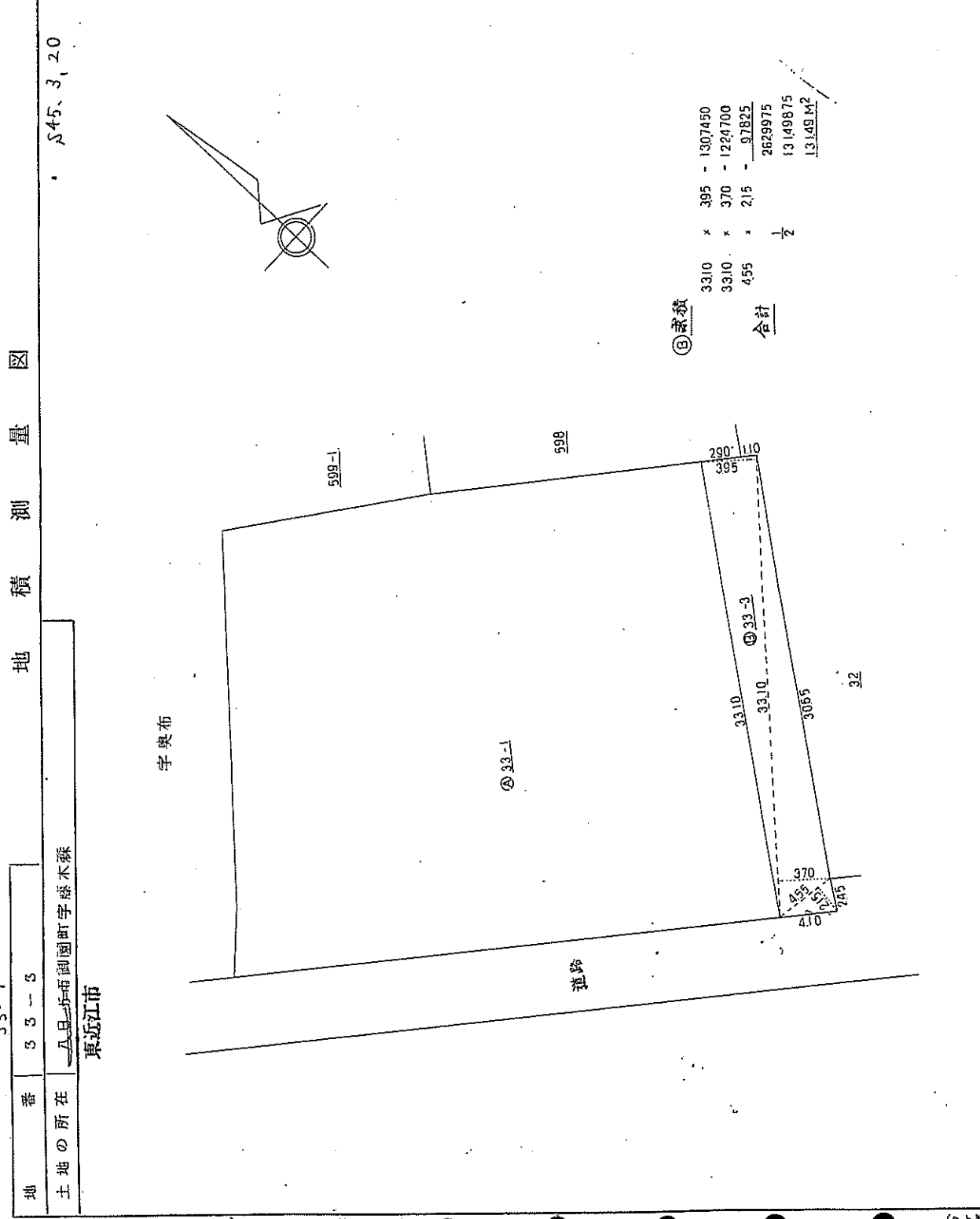
登記年月日：昭和45年3月20日

0617021

公用

昭和45-3-20

作製年月日 昭和四十五年三月九日	作製者 土地家屋調査士	申請人 [Redacted]
---------------------	----------------	-------------------



地積測量図

33-1

番 35-3

土地の所在 八日市御園町字奥布

東近江市

字奥布

33-1

599

道

③面積

合計

（京都、大津地方方法務局指定用紙）

縮尺 1/300M

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。  
 （大津地方方法務局東近江出張所管轄）  
 令和8年2月16日 大津地方方法務局彦根支局 登記官

（7枚目）

A4判に縮小

請求番号：11-8

7枚目

登記年月日：昭和45年9月14日

33-1

地番 33-1-4

土地の所在 大津市御園町字藤木森

大津市

字 藤木森

道

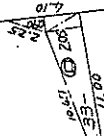
路

33-1 ①

599-1

598

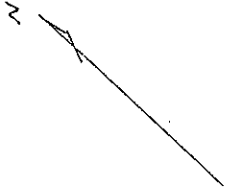
33-



◎ 求積

$11.00 \times 2.05 = 22.5500$   
 $4.10 \times 0.90 = 3.6900$   
 合計 26.2400  
 1/2 13.1200<sup>m2</sup>

S45、9、14



0617022

製作年月日 昭和四十五年八月拾陸日

製作者

申請人

公圖

昭和45.9.14

(京部、大津地方方法務局認定用紙)

縮尺 1/300

(タテヨリ製)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大津地方方法務局東近江出張所管轄)

令和8年2月16日

大津地方方法務局彦根支局

登記官

(8 枚目)

A4判に縮小

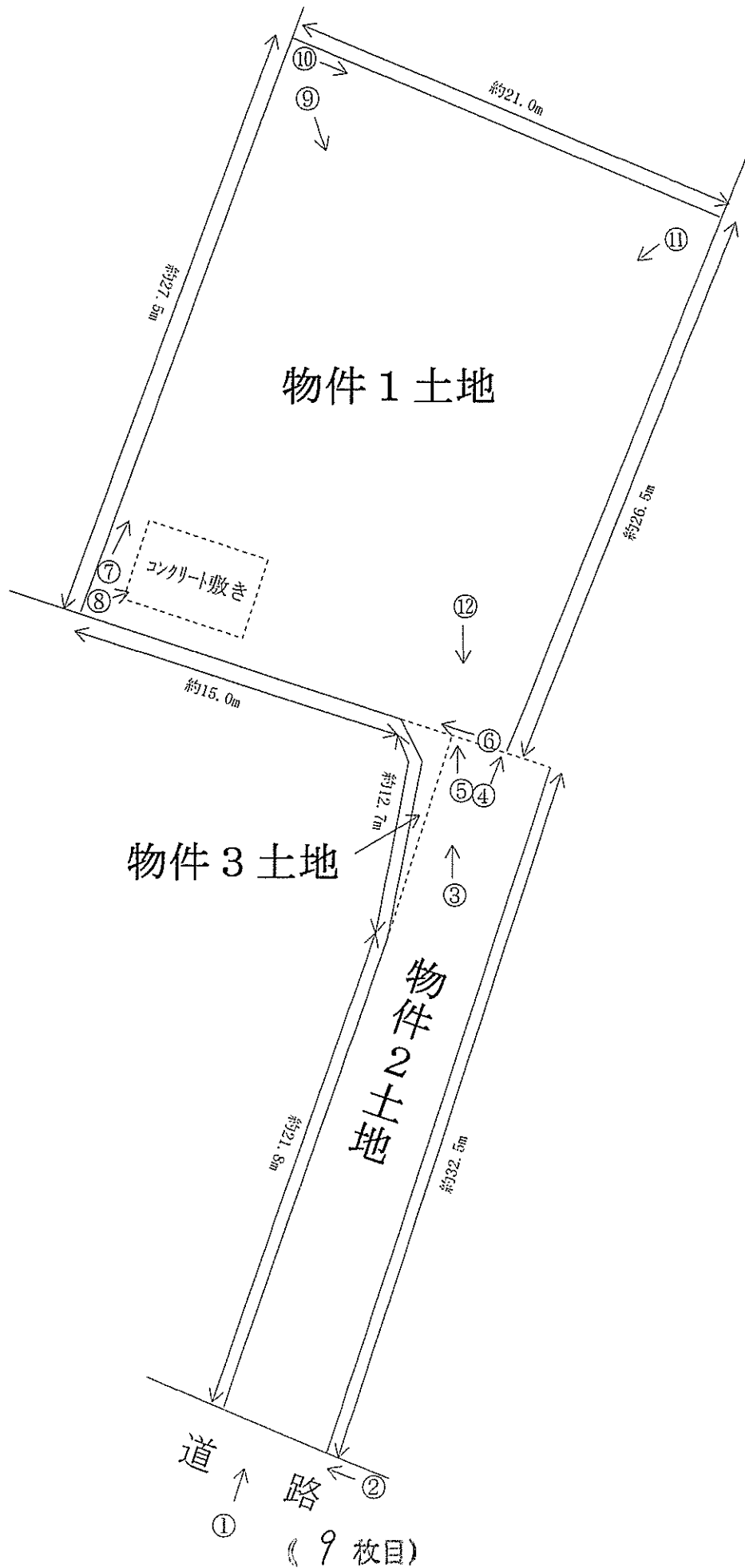
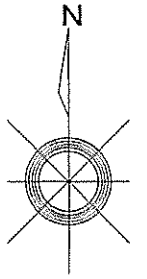
請求番号：11-9

(8 枚目)

# 【 土地 概要 図 】

(検尺は概測である)

○→ 写真撮影位置方向



# 現況写真

## 目的土地出入口



①



②



③



(10 枚目)

④



⑤



⑥



( // 枚目)

⑦



⑧



⑨



(12 枚目)

⑩



⑪



⑫



(13 枚目)

令和 8 年 (ケ) 第 3号  
令和 8 年 3 月 2 日 現地調査  
令和 8 年 3 月 3 日 評価

大津地方裁判所彦根支部 御中

# 評 価 書

〈土地(更地)用〉

評価人 不動産鑑定士

高 橋 靖 展

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金 4,020,000 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 3,140,000 円
物件2 (土地)	金 800,000 円
物件3 (土地)	金 80,000 円

- 1 一括価格は、物件1・2・3の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しをうけるために法定の手續をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目積	「物件目録記載のとおり」	雑種地
2	所在地 地目積	「物件目録記載のとおり」	雑種地
3	所在地 地目積	「物件目録記載のとおり」	雑種地
番号	特記事項		
1 2 3			

## 物 件 目 録

- |   |   |   |             |
|---|---|---|-------------|
| 1 | 所 | 在 | 東近江市寺町字栗林   |
|   | 地 | 番 | 598番        |
|   | 地 | 目 | 山林          |
|   | 地 | 積 | 515平方メートル   |
| 2 | 所 | 在 | 東近江市御園町字藤木森 |
|   | 地 | 番 | 33番3        |
|   | 地 | 目 | 山林          |
|   | 地 | 積 | 131平方メートル   |
| 3 | 所 | 在 | 東近江市御園町字藤木森 |
|   | 地 | 番 | 33番4        |
|   | 地 | 目 | 山林          |
|   | 地 | 積 | 13平方メートル    |

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件1・2・3)

位置・交通	近江鉄道 線「八日市」駅の南東方・道路距離約 7,000 m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	工場のほか、未利用地も多い地域。付近の道路の幅員、系統・連続性は普通。今後、格別の変動要因はないので当分の間現状を維持するものと予測する。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 工業地域 60 % 200 % ない 景観計画区域(市街地ゾーン)、屋外広告物規制区域(第5種地域、一部第4種地域)
画地条件	規模 659 m <sup>2</sup> (公簿) 間口 4m、 奥行(最大) 40m、 旗竿状の不整形地 画地規模は地域内の標準的画地と比較して標準的。	
接面道路の状況	南側:幅員約5.5m舗装市道旧八風街道1号線(法42-1-1号道路)に概ね等高に接面。	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供給処理施設 (注)	上水道 ガス配管 下水道	前面道路に本管あり なし 前面道路に本管あり
土壌汚染等	当該物件には水質汚濁防止法にもとづく有害物質使用特定施設の届出はないことを確認した。 昭和54年の住宅地図では建設会社名の表示が確認できたが、平成元年及び平成11年の住宅地図では建物等の表示はなく、更地の状態であったものと推定される。 本件土地のうち、物件1にかかる土地閉鎖登記簿及び現在事項証明書によると、所有者について、昭和44年に現所有者名義となる以前は、個人名義であった。なお、地目について、閉鎖登記簿によっても、山林のままであった。	
特記事項	①物件2、3は地積測量図があるが、物件1は地積測量図がない。 本件土地の範囲を巻尺により測り、机上概測した結果は、登記数量と概ね一致するものと推定されるが、正確には隣地境界確定のうえ、測量することが必要である。 なお、物件2の間口部分の現況が、地積測量図記載の辺長より若干長かった。 ②上水道について、東近江市担当課での確認によれば、本件土地内に引込管はあるようであるが、正確な位置等の情報が不明である、とのことであった。 ③物件1土地内に、コンクリート敷になっている箇所がある。	

(注) 供給処理施設における「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に当該施設の本管(以下、施設管)が通っており、通常の費用で敷地内へ引込ができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管が敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、供給者での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1・2・3（土地）

目的土地の更地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	更 地 価 格 (円) ア×イ×ウ=エ
1	12,700	0.80	515	5,230,000
2	12,700	0.80	131	1,330,000
3	12,700	0.80	13	130,000
計				6,690,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価調査 東近江(県) -5

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 12,400\text{円}/\text{m}^2 & \times & 98/100 & \times & 100/100 & \times & 100/96 & = & 12,700\text{円}/\text{m}^2 \end{array}$$

◇時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : 標準的

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{◇地 域 格 差} & : & \text{街路条件} & & \text{接近条件} & & \text{環境条件} & & \text{行政条件} & & \text{格差率} \\ & & 100/103 & \times & 100/98 & \times & 100/95 & \times & 100/100 & = & 100/96 \end{array}$$

イ 個 別 格 差 : 形状 0.80

ウ 地 積 : 登記数量による。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①エ) ア	占有 減価率 イ	市場性 修正 ウ	競売 市場 修正 エ	その他の 控除減価 (敷金等) オ	評 価 額(円) ア×イ×ウ×エ×オ=カ
1	5,230,000	1.00	1.00	0.60	1.00	3,140,000
2	1,330,000	1.00	1.00	0.60	1.00	800,000
3	130,000	1.00	1.00	0.60	1.00	80,000
一 括 価 格(合計)						4,020,000

イ 占有減価率 : 本件の場合不要。

ウ 市場性修正 : 本件の場合不要。

エ 競売市場修正 : 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

### 地価調査価格【東近江(県)－5】

所 在： 東近江市一式町字中道580番5外

価 格： 12,400 円/㎡

位 置： 近江鉄道 線「八日市」駅の南東方・道路距離約 9,000 m

価 格 時 点： 令和7年7月1日

地 積： 368 ㎡

供給処理施設： 水道、下水

接 面 街 路： 北東側8.5m県道

用 途 指 定 等： 都市計画区域外

防火地域の指定無

地 域 の 概 要： 一般住宅が見られる県道沿いの住宅地域

## 第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 受命物件付近の状況図
- 3 公 図 写
- 4 地積測量図写
- 5 土地見取図
- 6 写真撮影位置図
- 7 現況写真

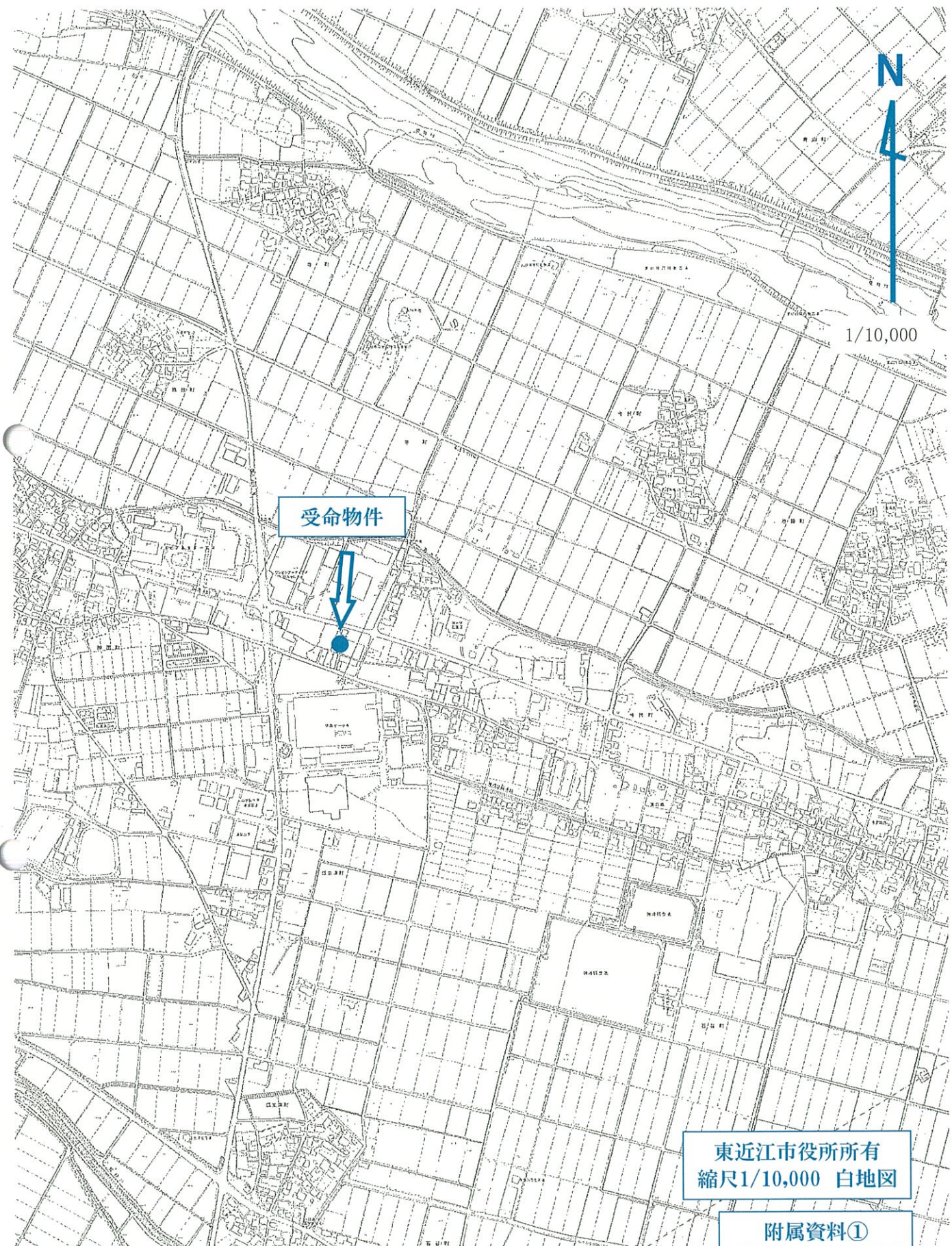
### 固定資産税評価額(令和7年度)

物件1 : 2,316,985 円

物件2 : 589,369 円

物件3 : 58,487 円

以 上



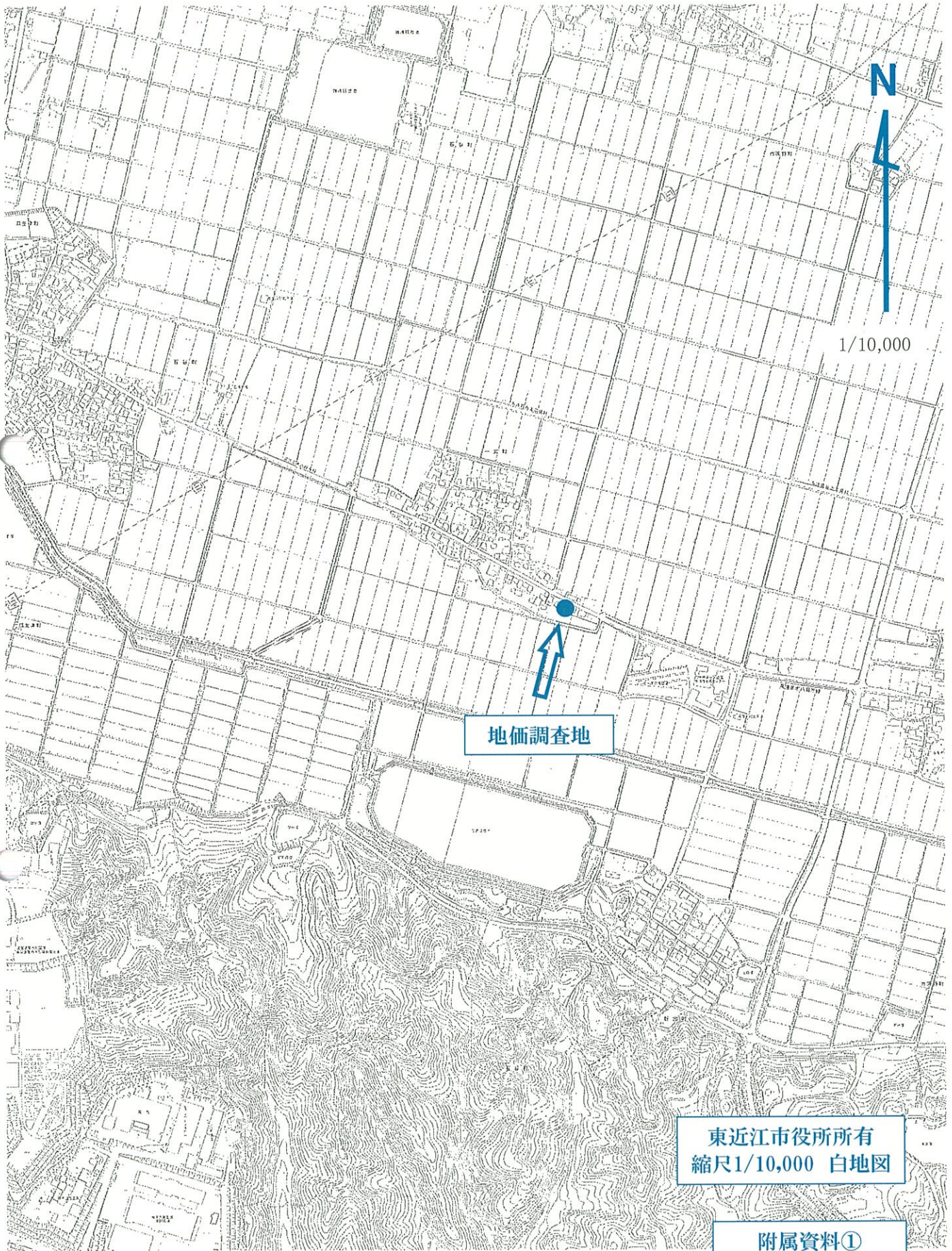
受命物件

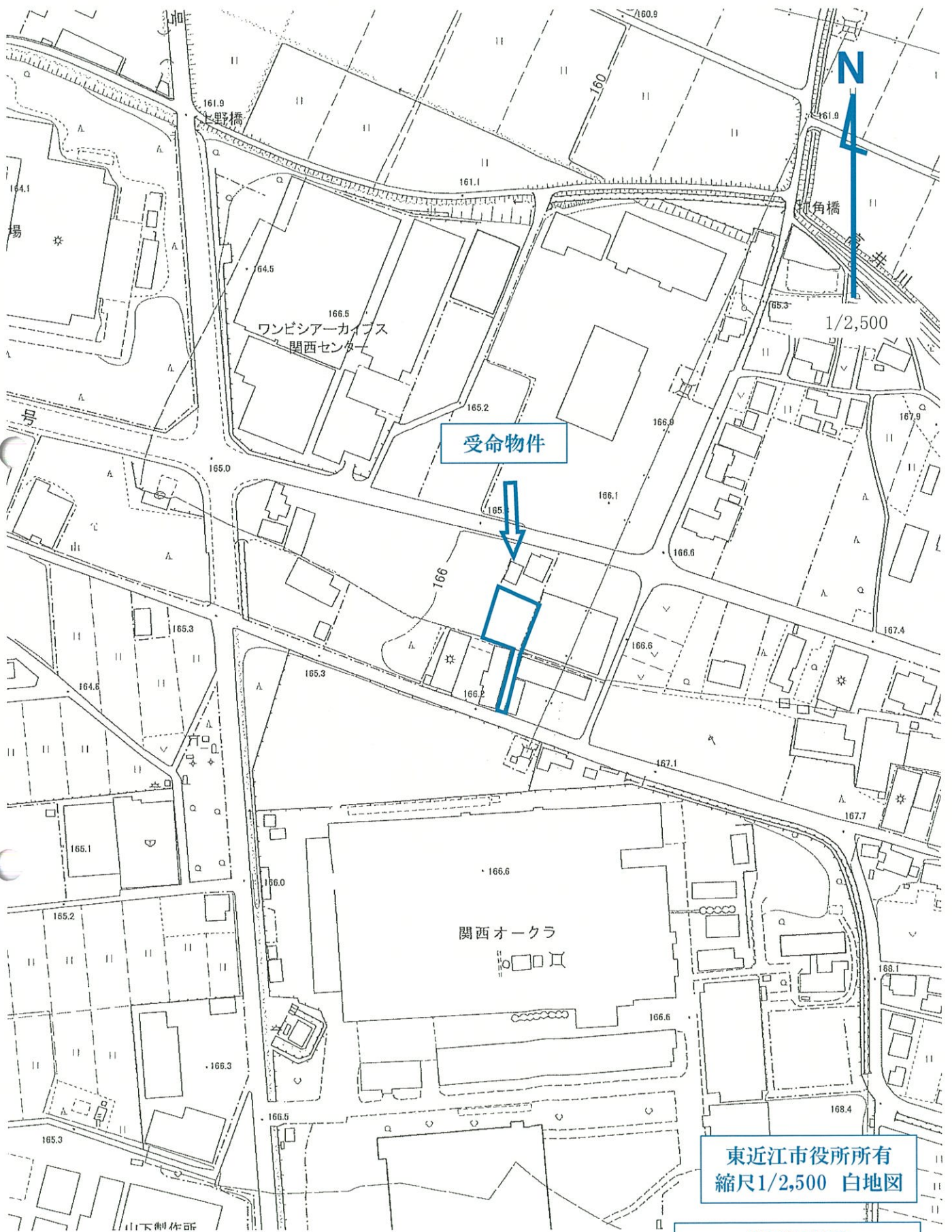


1/10,000

東近江市役所所有  
縮尺1/10,000 白地図

附属資料①  
受命物件の位置図





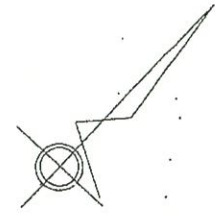
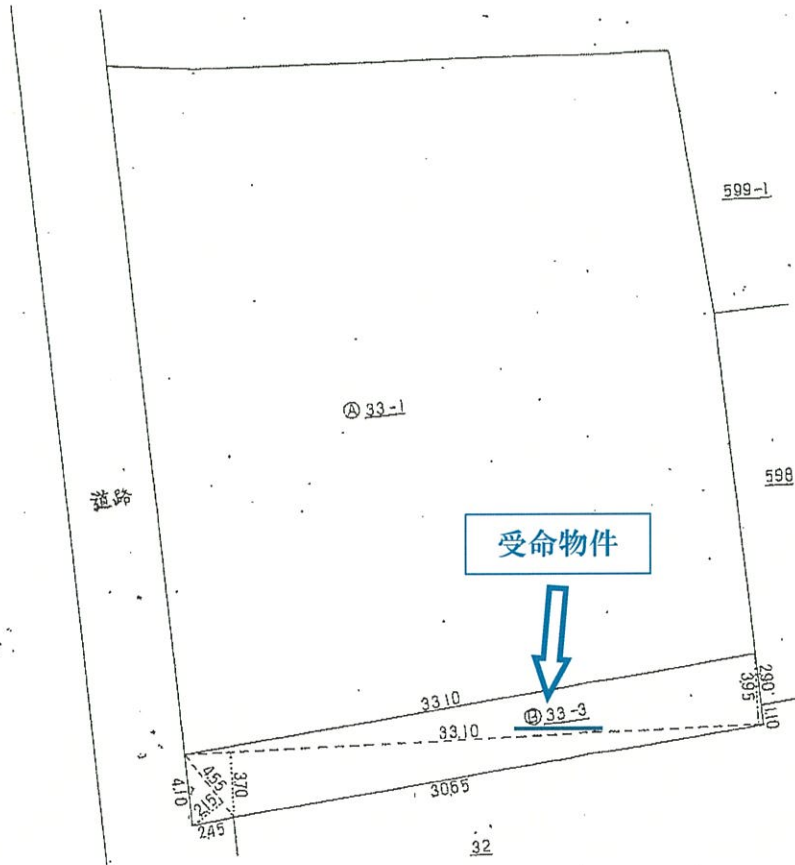
受命物件

東近江市役所所有  
縮尺1/2,500 白地図

附属資料②  
受命物件付近の状況図



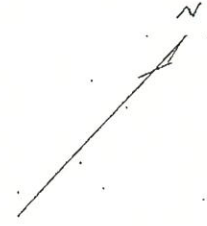
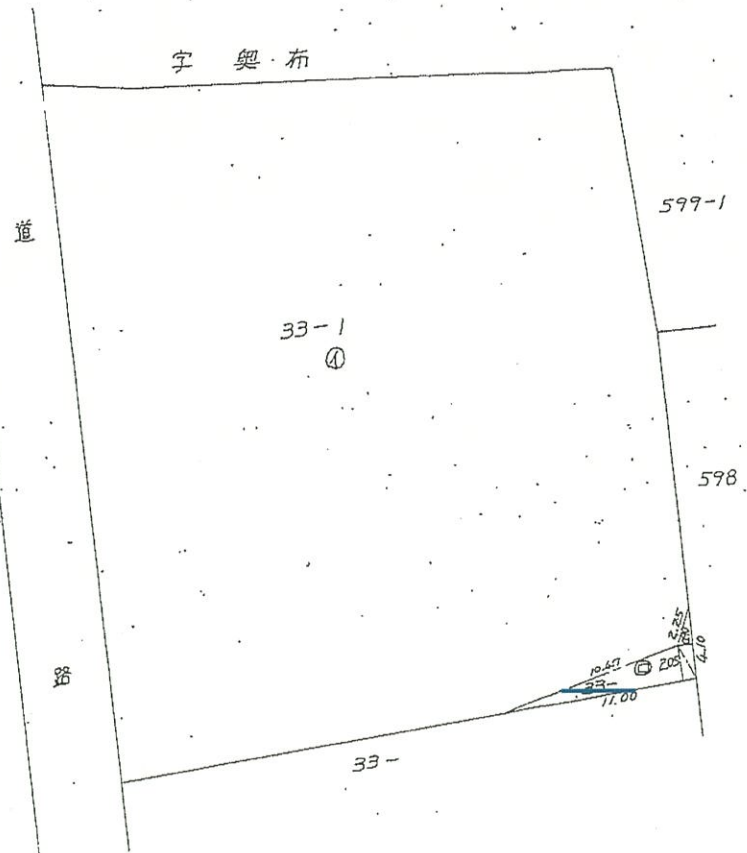
字奥布



② 求積

3310	×	395	=	1307450
3310	×	370	=	1224700
455	×	215	=	97825
合計				2629975
				$\frac{1}{2}$
				13149875
				<u>13149 M<sup>2</sup></u>

字奥布



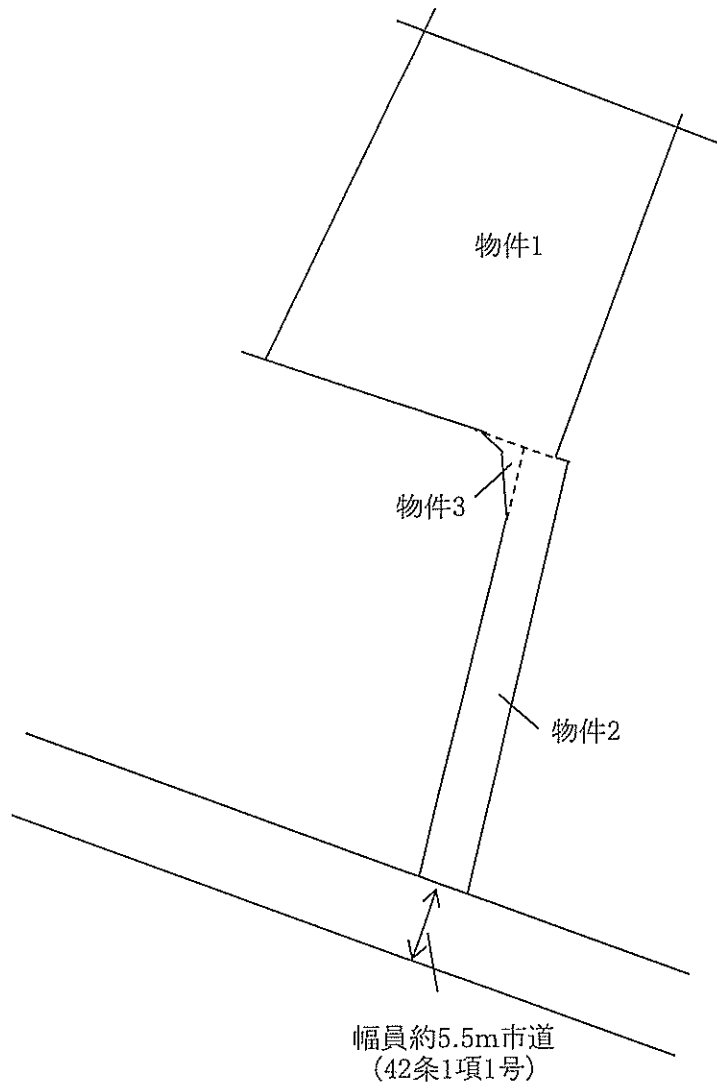
③ 求積

11.00	×	2.05	=	22.5500
4.10	×	0.90	=	3.6900
合計				26.2400
				$\frac{1}{2}$
				<u>13.1200 m<sup>2</sup></u>

縮尺1/300  
A3をA4に縮小

附属資料④  
地積測量図写

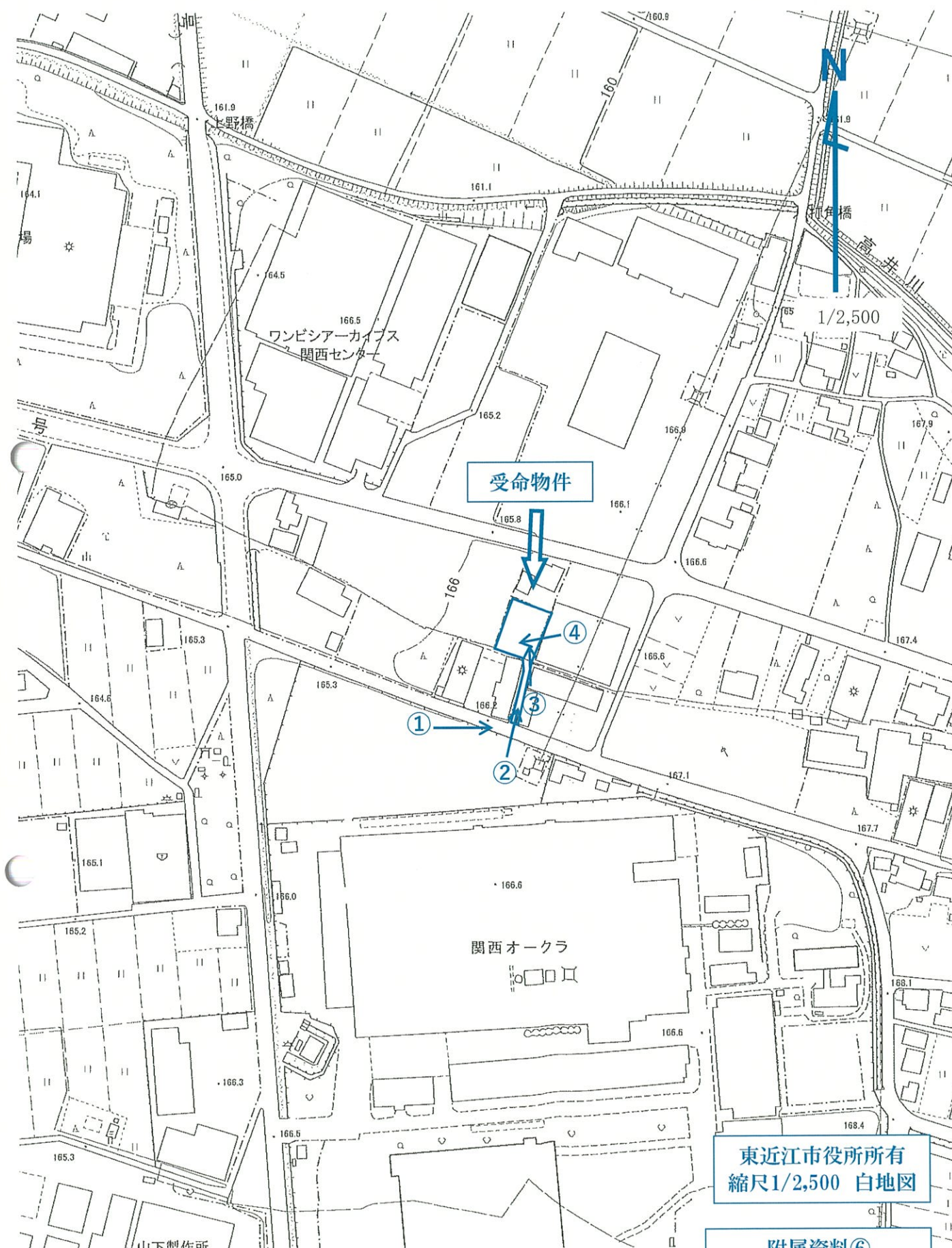
# 土地見取図



令和8年(ケ)第3号

4

附属資料⑤  
土地見取図



東近江市役所所有  
縮尺1/2,500 白地図

附属資料⑥  
写真撮影位置図



1



2

附属資料⑦  
現況写真



3



4

附属資料⑦  
現況写真